

庁達第8号

庁 中 一 般
各 事 業 所

堺市公示令達規程（昭和45年庁達第4号）の一部を次のように改正する。

令和8年3月31日

堺市長 永 藤 英 機

第1条 堺市公示令達規程の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「（西区役所にあつては、総務課長）」を削る。

第5条の2中「（西区役所にあつては、総務課）」及び「（西区役所にあつては、総務課長。以下同じ。）」を削る。

第2条 堺市公示令達規程の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「所定の部数を作成して」を「法制文書課長が定める手続をとった上で、」に改め、同条中第7項を第8項とし、第6項を第7項とし、同条第5項中「、前項の規定により公報に登載する公示令達文書及び庁達を除き」を削り、「第6条」を「次条」に改め、同項に次の1号を加える。

(3) 公示送達のうち、第4項の規定による掲載に併せて掲示場への掲示を要するもの
第5条中第5項を第6項とし、第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

4 法制文書課長は、第1項の規定により送付された公示令達文書のうち公示送達については、本市のウェブサイトに掲載するものとする。

第5条の2を削る。

第9条を第10条とし、第8条を第9条とし、第7条を第8条とし、第6条の次に次の1条を加える。

(準用)

第7条 前2条（第5条第4項及び第6項第3号を除く。）の規定は、区の公示令達文書（公示送達を除く。）について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第5条第1項	法制文書課に	企画総務課に
	法制文書課長に送付しなければ	企画総務課長に送付するものとし、送付を受けた企画総務課長

		は、その写しの掲示について法制文書課長に依頼しなければ
第5条第3項	のうち、条例については市長の署名を受け、その他のものについては市長名	については、区長名
第5条第8項	法制文書課長は、市長の署名又は	企画総務課長は、区長の

2 前2条（第5条第6項第2号及び第7項を除く。）の規定は、区の公示送達（次項に規定するものを除く。）について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第5条第1項	法制文書課に	企画総務課に
	法制文書課長に	企画総務課長に
第5条第3項	のうち、条例については市長の署名を受け、その他のものについては市長名	については、区長名
第5条第4項	法制文書課長	企画総務課長
第5条第6項	法制文書課長	企画総務課長
	堺市役所	区役所
第5条第8項	法制文書課長は、市長の署名又は	企画総務課長は、区長の
第6条第2項	法制文書課	企画総務課

3 前2条（第5条第6項第2号及び第7項を除く。）の規定は、区の公示送達（その写しを堺市役所前の掲示場に掲示するものに限る。）について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第5条第1項	法制文書課に	企画総務課に
	法制文書課長に送付しなければ	企画総務課長に送付するものとし、送付を受けた企画総務課長は、その写しの掲示について法制文書課長に依頼しなければ
第5条第3項	のうち、条例については市長の署名を受け、その他のものについては市長名	については、区長名
第5条第4項	法制文書課長	企画総務課長

第5条第8項	法制文書課長は、市長の署名又は	企画総務課長は、区長の
--------	-----------------	-------------

別表の6 公示送達の項中「下記の」を「下記事項に関する」に、「うえ」を「上、」に改め、「者」の次に「の氏名」を、「送達すべき書類」の次に「を特定するために必要な情報」を、「上記」の次に「事項に関する」を加え、「手もと」を「手元」に改め、「及び堺市市税条例第4条」を削り、同表の9 区の公示送達の項中「下記の」を「下記事項に関する」に、「うえ」を「上、」に改め、「者」の次に「の氏名」を、「送達すべき書類」の次に「を特定するために必要な情報」を、「上記」の次に「事項に関する」を加え、「手もと」を「手元」に改め、「及び堺市市税条例第4条」を削り、「あつた」を「あつた」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この庁達は、令和8年5月21日（その日が地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）附則第1条第12号の政令で定める日後である場合にあっては、当該政令で定める日）から施行する。ただし、第1条の規定は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 前項に規定する政令で定める日が令和8年5月21日前である場合における公示送達（地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2（同条の規定を他の法律において準用する場合を含む。次項において同じ。）又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の3第4項の規定に基づくものを除く。）については、当該政令で定める日から同月20日までの間は、なお従前の例による。
- 3 第1項に規定する政令で定める日が令和8年5月21日後である場合における公示送達（地方税法第20条の2又は地方自治法第231条の3第4項の規定に基づくものに限る。）については、同日から当該政令で定める日の前日までの間は、なお従前の例による。